

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例の
あらまし

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立てを審査請求に改める
など、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。